

環境審議会について（概要説明）

1 海老名市環境審議会とは

海老名市環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び海老名市環境審議会条例に基づき、市長が設置した附属機関です。

環境審議会では、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議します。

- (1) 海老名市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 海老名環境マネジメントシステムに関すること。
- (3) 廃棄物対策に関すること。
- (4) 自然緑地保全区域等の指定等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境施策に関すること。

2 審議会の構成

委員 12名

（内訳）

- (1) 学識経験を有する者 3名
 - (2) 環境分野に関する知見を有する者（市民公募含む） 4名
 - (3) 公共の利益に寄与する活動を行っている団体に属する者 . . . 4名
 - (4) 市内に事業者を有する法人の代表者、役員又は従業員 . . . 1名
- ※その他、特別な事項を審議する際は、必要に応じて特別委員を設置

3 委員の任期

平成31年3月31日まで

（原則として、2年ごとに改選）

4 委員の報酬

審議会の招集1回につき、8,700円

※「海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく。

※交通費、源泉徴収込み

5 会議の開催等

会議は、平日の昼間に2時間程度開催し、年3～5回程度を予定しています。

6 部会の設置

上記会議の他、専門的な内容を個別に審議する必要があると判断される場合は、別途部会を開催することがあります。

(1) 部会の構成員は、委員及び議事に関係のある特別委員のうちから会長が指名します。また、会長の指名により、部会ごとに部会長を置きます。

(2) 部会の審議結果は、部会長から審議会に報告をします。

7 書面審議

緊急に会議を開催することが困難で、審議会の議決を必要とする場合、会長は書面で委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。

【 参考 】

■過去2年の審議内容

年 度	審議内容
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none">●自然緑地保全区域の指定・解除について●自然緑地保存樹木の解除について (その他協議・報告事項等) <ul style="list-style-type: none">・水素燃料電池自動車の紹介・試乗・えびな環境白書 2015 について・地球温暖化対策実行計画について
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none">●海老名市環境審議会条例の一部改正について●自然緑地保全区域の解除について●自然緑地保存樹木の指定・解除について (その他協議・報告事項等) <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化の現状と県の取組について・開発行為等に係る緑化基準の見直しについて・今後の海老名市における環境の取組みについて・えびな環境白書 2016 について

■関連法令

環境基本法（抜粋）

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

海老名市環境審議会条例

（設置）

第1条 市の環境施策に関する事項について、調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、海老名市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- （1）海老名市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2）海老名環境マネジメントシステムに関すること。
- （3）廃棄物対策に関すること。
- （4）自然緑地保全区域等の指定等に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、環境施策に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）環境分野に関する知見を有する者
- （3）公共の利益に寄与する活動を行っている団体に属する者

(4) 市内に事業者を有する法人の代表者、役員又は従業員

(5) その他市長が必要と認める者

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、市長の委嘱により、審議会に特別の委員（以下「特別委員」という。）を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員の解嘱)

第5条 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項にする調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
3 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(書面による審議)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、審議会の調査審議に代えることができる。

- 2 審議会は、前項の調査審議を行うに当たっては、あらかじめ調査審議事項及び運営について定めなければならない。
3 第1項に規定する場合において、指定した期日までに到着しない意見は、議決の数に加えないものとする。

(部会)

第9条 審議会は、第2条各号に掲げる所掌事務を審議させるために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員及び議事に関係のある特別委員のうちから会長が指名する。

3 会長の指名により、部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、部会を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、部会の審議結果を審議会に報告する。

6 部会は、部会の構成員となる委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第10条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第11条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成 11 年 3 月 31 日条例第 17 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日条例第 11 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

〔環境みどり課の事業概要について〕

I 課の構成及び担当事務の概要について

課長他、2係12名で構成

1 環境政策係（5名、非常勤職員含む）

（1）環境政策の企画推進及び調整に関すること。

①環境審議会に関すること

『環境審議会について』のとおり

②環境啓発活動に関すること

地球環境への負荷低減と、環境に有益な活動を推進するため、市民・事業者に対して、環境関連の情報提供、環境フェスティバル及び各種環境啓発事業を実施し、意識啓発に向けた取り組みを推進しています。また、特に水素燃料電池自動車MIRAIの活用について、効果的な啓発活動を行っています。

③環境保全対策支援事業補助金に関すること

省エネ及び温室効果ガス排出削減の更なる促進に向けて、太陽光発電施設、定置用リチウムイオン蓄電池、エネファーム、低公害車などの環境配慮施設等導入者への支援策として、補助金の交付を行っています。

また、平成29年4月1日から、根拠となる要綱について、設備の設置、購入等の期限を「3月15日」から「3月末日」に延長するなど、市民ニーズに対応した要綱に改正しました。

（2）環境マネジメントシステムに関すること。

①独自の環境マネジメントシステムへの移行

市では、平成13年度から環境に関する国際規格であるISO14001の認証を取得し、16年に渡りISO14001による環境への取り組みを行ってきました。

このISO14001は、平成27年度に規格改定が行われ、「事務事業との統合」が示されたことから、これを契機に、平成29年度から、市の事務事業と環境との連携を図った海老名市独自の環境マネジメントシステム（海老名環境マネジメントシステム）による環境への取り組みに移行しました。

これにより、今まで以上に効率的かつ効果的に、事務事業全般に渡った環境への配慮・取組みを推進します。

【環境審議会との関わり】

新システムを取組みを推進するにあたっては、市職員による推進に加え、第三者による外部からの評価も必要との考えから、環境審議会において外部評価の機能を持たせることとします。

この新システムによる取組みの評価は、平成 30 年度に予定していることから、平成 29 年度中に評価方法等を構築します。

※初回の外部評価の実施時期は、平成 30 年春頃を予定

2 環境保全係（7名、非常勤職員、臨時職員含む）

（1）自然環境の保全に関すること。

①緑地保全事業に関すること

市所有の緑地の適正な維持管理を行うとともに、市内の樹林、樹木の保全を奨励し、緑の保全創造を推進しています。

保全にかかる奨励金については、自然緑地保全区域（86件）、自然緑地保存樹木（69件）、生垣設置（1件）、保存生垣（94件）に対するものがあります。

②緑地推進事業に関すること

緑化活動の推進を図るため、緑化啓発事業を実施しています。

花とみどりの写真コンクール、緑化ポスターコンクールを開催し、緑化啓発を図るとともに、地域緑化活動を行う団体等（24団体、海老名市さつき研究会）へ補助を行っております。

（2）公害に関すること。

海老名市環境保全条例等の環境関連条例、規則に基づく生活環境の保全への監視・指導や、公害の未然防止のため、大気汚染測定やダイオキシン類調査などの各種測定・調査を実施しています。

また、スズメバチによる刺傷事故を防止するため、市民が行う巣の除去に対し、除去費用の補助を行っております。

なお、本年度については、市内の地盤沈下の状況を調査する基準点（水準点と呼びます）の点検測量（2年毎に実施）を実施します。

◇主な調査項目

▽大気汚染簡易測定調査、▽ダイオキシン類調査分析

▽工場排水等分析調査、▽自動車騒音常時監視調査

（3）狂犬病予防に関すること。

飼い犬の登録の受け付けと鑑札票の交付を行っています。

また、狂犬病予防注射の集合注射を毎年4月に市内13会場で行うとともに、窓口にて注射済票の交付を行っています。

（4）愛玩動物の適正な飼育の啓発に関すること。

犬の飼い主のマナー向上を図るため、飼い主への愛犬手帳の配布や犬の糞公害防止プレートを住民（希望者）へ配布し啓発を行っております。

また、飼い猫の不妊去勢手術助成（雌：5,000円、雄：3,000円 158名）に加え、本年度より市内に生息する野良猫を捕獲し、不妊・去勢手術を受けさせ、元の場所へ戻す活動（TNR活動）を行う団体に対し、手術に要する費用の一部の補助を4月1日から開始しました。

※TNRは、T r a p ・ N e u t e r ・ R e t u r nの略です。

（5）放射線対策に関すること。

2か月毎に市内の小中学校5か所、公立保育園2か所、公園2か所の合計9か所で空間放射線量率を測定し、市内全域の平均的な空間放射線量率を監視しています。

また、測定結果については市ホームページで公表しております。

（6）水道等の衛生管理に関すること。

利用者の健康保護等の観点から、県企業団水道以外の自家用水道の設置届出の受付及び立ち入り検査を行っています。

II 所管する諸計画

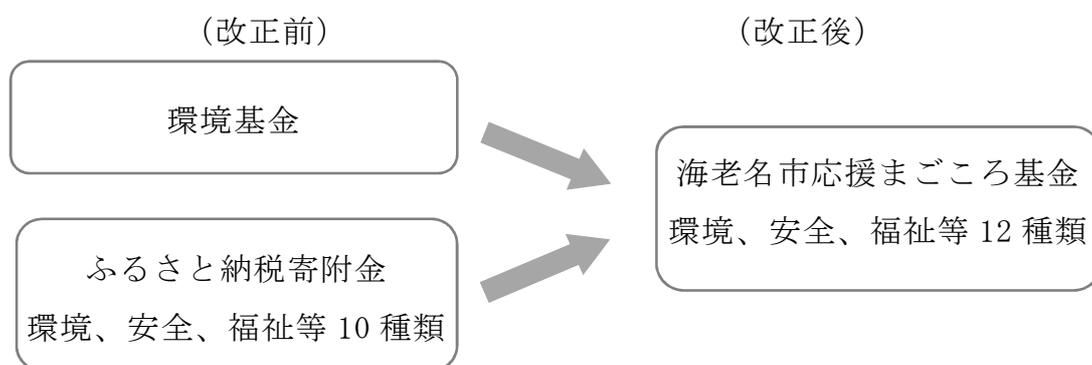
別紙1のとおり

III 環境に関する寄附について

ふるさと納税寄附金の使途の明確化及び市全体の寄附金の効率的な運用を図るため、平成29年3月31日に応援まごころ基金が創立され、環境基金がこれに統合されました。

統合後も、応援まごころ基金への寄附を通じて、環境に関する寄附は継続します。

また、環境みどり課でも引き続き、イベント等による寄附の呼びかけや窓口での寄附の受付は継続して行います。



環境みどり課が所管する諸計画について

第二次環境基本計画

環境基本計画は、海老名市環境基本条例（第8条）に基づき策定するもので、環境の保全及び創造のための環境施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めた計画

海老名市の最上位計画である海老名市第四次総合計画の目標を環境面から実現するための計画

※海老名市第四次総合計画に掲げる基本目標の一つである「快適な生活のフィールド」の政策別計画としての位置づけ。

1 計画期間等

平成28年度において、社会経済情勢の変化や市のまちづくり、かがやき総合戦略との整合性を勘案し、総合計画などの上位計画の計画期間が2年間延長したことを受け、計画の見直しを含む策定期間について、次のとおり予定している。

当初予定：平成28～29年度で見直し、平成30～39年度を期間とする第三次計画に移行

見直内容：平成30～31年度で総括・見直しを行い、平成32～41年度の計画として策定

見直理由：総合計画などの上位計画との整合を図るため。

2 環境審議会との関わり

環境基本計画は、市の環境保全等に係る施策を計画的に実施するために必要な事項を定めた重要な計画であること、海老名市環境基本条例第8条第3項により、市民、事業者の意見を反映するよう努めなければならないと規定していることから、審議会の調査審議事項に位置付けており、計画の策定・見直しなどについては、諮問事項として審議会に諮る。

3 海老名環境マネジメントシステムの運用開始に伴う計画の一部修正

海老名市では、平成13年度より環境に関する国際規格であるISO14001の認証による環境への取組みを推進してきたが、平成29年4月1日より、ISO14001の認証に依らない独自の環境マネジメントシステム（海老名環境マネジメントシステム）へ移行した。

このことを受け、第二次環境基本計画についても、ISO14001による進行管理から海老名環境マネジメントシステムによる進行管理となるため、これに係る修正を先行して行った。

なお、既にこの修正の方向性については、前回の審議会（平成29年1月31開催）において報告し、了承を得ているが、改めて報告するものとする。

○修正箇所

ISOの記載を海老名環境マネジメントシステムに改め、ISOのマニュアルの中で示してきた市の環境方針を記載した。

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」であり、温室効果ガスの排出抑制に向けた総合的かつ計画的な取組を推進することを目的とし、主に行政等の具体的な行動指針を策定

また、第二次環境基本計画に掲げる地球温暖化対策に関する施策を体系的に取りまとめた実行計画としての位置づけ。

1 計画期間等

平成 29 年度～平成 42 年度

但し、上位計画・関連計画の整合を図るため、また、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ適時見直しを行う。

2 環境審議会との関わり

第二次環境基本計画の地球温暖化対策の分野の個別計画としての位置づけのため、また、過去に審議会に報告し、意見を求めたという経緯があることから、今後も、策定・見直しなどについては、審議会に報告し、意見を求めるものとする。

3 海老名環境マネジメントシステムの運用開始に伴う計画の一部修正

海老名市では、平成 13 年度より環境に関する国際規格である ISO14001 の認証による環境への取組みを推進してきたが、平成 29 年 4 月 1 日より、ISO14001 の認証に依らない独自の環境マネジメントシステム（海老名環境マネジメントシステム）へ移行した。

このことを受け、ISO14001 による進行管理となっていた部分を、海老名環境マネジメントシステムによる進行管理に改めた。

また、第二次環境基本計画の別編にある地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）と、資料編にある公共施設地球温暖化防止実行計画（事務事業編）について、同じ法律に基づいて策定された同種の計画であることから、この 2 つの計画を統合し、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」として一本化し、分かりやすさ、効率性を図った。

なお、既にこの修正の方向性については、過去の審議会において報告し、了承を得ているが、改めて報告するものとする。

緑の基本計画

緑の基本計画とは、都市緑地法（第4条）に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画

本市の最上位計画である海老名市第四次総合計画の目標を緑化推進の面から実現するための計画

※海老名市第四次総合計画に掲げる基本目標の一つである「快適な生活のフィールド」の部門別計画としての位置づけ。

1 計画期間等

本計画は、平成29年を中間目標年次、最終目標年次を平成39年としている。

前回の見直しから約10年が経過し、市を取り巻く状況も大きく変化しており、また、総合計画などの上位計画の見直しが予定されていることから、本計画についても見直しを検討する。

本計画の見直しは上位計画との整合を図るため、平成30～31年度で行うことを想定する。

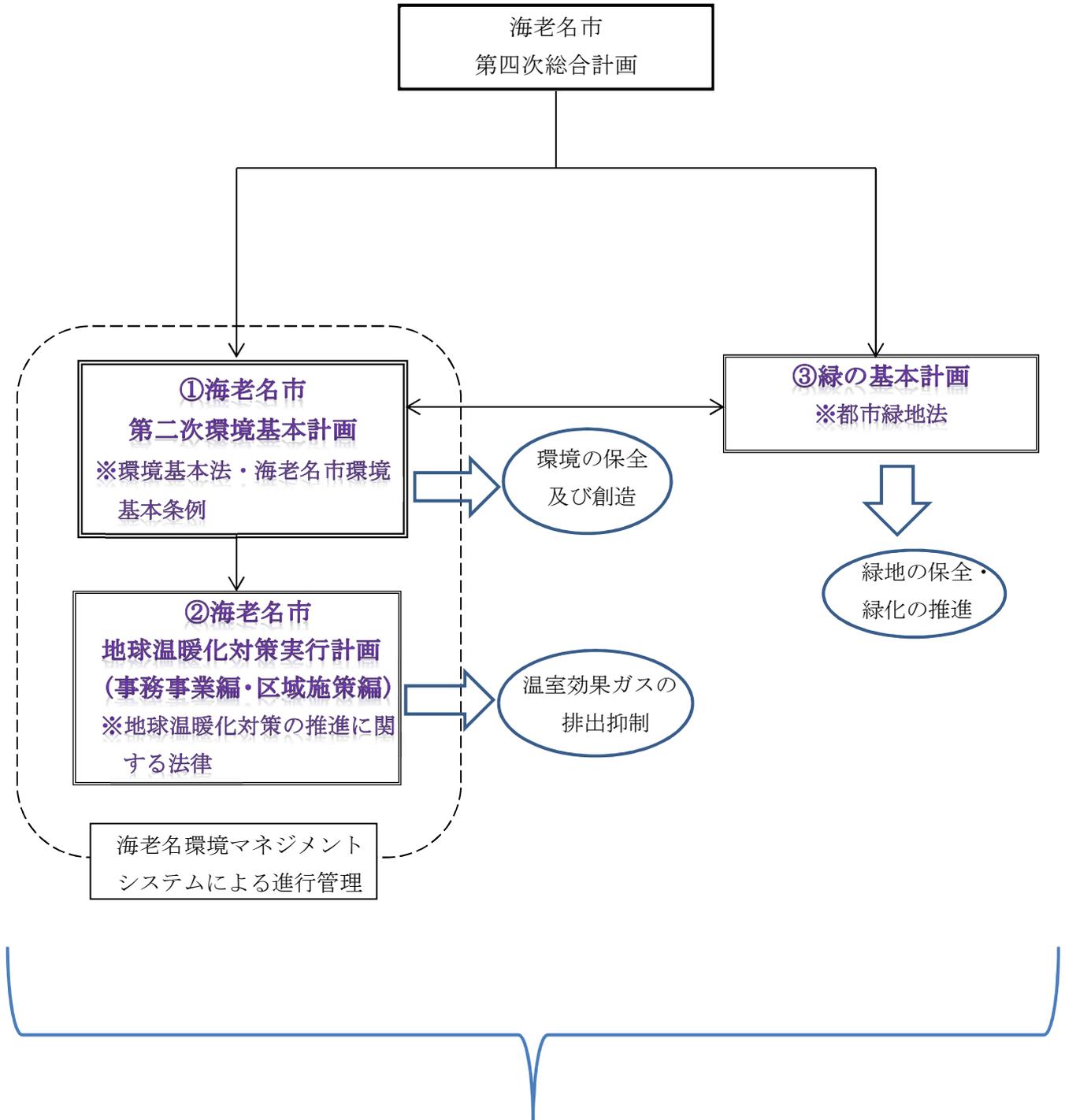
2 環境審議会との関わり

都市緑地法第4条第4項により、市町村は、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されていることから、諮問事項として審議会に諮る。

《計画期間等一覧》

年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H41年度	H42年度
総合計画	第四次総合計画 基本構想		2年間延長		次期総合計画		
第二次環境基本計画	第二次環境基本計画		2年間延長 総括・見直し		次期環境基本計画		
地球温暖化対策実行計画 (事務事業・区域施策編)	事務事業編 区域施策編	地球温暖化対策実行計画		推進	見直し		
緑の基本計画	推進		総括・見直し		推進(H39まで)		
市の環境への取り組み	ISO	海老名環境マネジメントシステム(海老名EMS)					

【環境関連計画の推進体制】



環境政策の計画的な実施の推進

自然緑地保全区域・自然緑地保存樹木等について

●目的

市長は、市民に対し、あらゆる機会を通じ、緑を守り、つくり、育てるという理念について、その意識の高揚を図り、緑化の推進に努めなければならない。

(海老名市環境条例第4条)

市長は、保全区域又は保存樹木等の所有者に対し、樹林又は樹木等の保存に必要な助成をすることができる。

(条例第 14 条)

●指定基準 ○保全区域…区域の樹木が健全で面積が 500 m²以上

○保存樹木…高さ 3m以上、幹周 1.5m以上

健全でかつ樹容が美観上優れていること

(海老名市環境条例施行規則第5条)

●奨励金 ○保全区域…固定資産税及び都市計画税相当額に、
100 m²につき 1,000 円を加算した額

○保存樹木…予算額(1 本 4,000 円)

(施行規則第 13 条第2項)

●指定 ○海老名市環境審議会の意見を聞かなければならない。(条例第9条第2項)

●解除 ○樹林または樹木等が枯死又は滅失したときは、届出により解除できる。

(条例第 17 条)

○公益上その他特別の事由があると認めるときは、審議会の意見を聞き指定の変更又は解除をすることができる。

(条例第 17 条第2項)

制度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木等
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が 500 m ² 以上あること	幹回り(地上から 1.5m の高さ)が 1.5m 以上、高さが3m 以上あり、健全で美観に優れている樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます。)	
奨励金額 (年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100 m ² 当たり 1,000 円を加算した額	樹木1本につき 4,000 円 並木の場合は、1本につき 1,000 円
自然緑地保全区域・保存樹木の奨励金は、海老名市環境保全条例により通常の管理のほか樹林や樹木の枝等が隣地にはみ出たり、交通安全や災害の防止のためにも樹林の伐採や剪定など、樹林等を適正に維持管理するための費用の一部として活用していただくために交付しています。		

資源対策課の事業概要

- 資源対策課は、管理係、資源対策係と業務係（美化センター）の3係で組織され、職員の構成は、再任用職員及び臨時職員を含め、課長以下54名でございます。

その内訳は、管理係5名、資源対策係5名、業務係7名、収集業務員36名となっています。

- 主な事務分掌は、

- 1 廃棄物の処理に関する事 → ごみの適正処理
- 2 ごみの減量化に関する事 → 減量化策の検討、実施
- 3 美化推進に関する事 → まちの美化
- 4 高座清掃施設組合との連絡調整に関する事 → 運営への参画
- 5 資源化の推進に関する事 → 資源化率向上
- 6 廃棄物の収集運搬に関する事 → 収集業務の効率化
- 7 資源化センターに関する事 → 施設運営管理
- 8 リサイクルプラザに関する事 → 施設運営管理
- 9 美化センターに関する事 → 施設維持管理

などがございます。

- 事業概要でございますが、大きくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物処理基本計画を海老名市、座間市、綾瀬市、高座清掃施設組合の四者で策定しており、この計画に沿って、ごみ、資源、し尿等の適正処理を行うための各種事業を展開しております。

主な事業としましては、収集業務は勿論ですが、ごみの減量化や資源化の推進に係る事業、その他に一般廃棄物処理業の許認可、動物死体処理、旧最終処分場の管理、まちの美化推進、不法投棄対策などがございます。

また、施設として美化センター、資源化センター、リサイクルプラザを管理しており、美化センターは可燃ごみ収集の拠点施設、資源化センターは資源物の分別処理の拠点施設、リサイクルプラザはリサイクルの啓発の拠点施設として運用しています。

- 以上が、資源対策課の事業概要でございます。

自然緑地保全区域 指定解除 (一部)

諮問事項 1

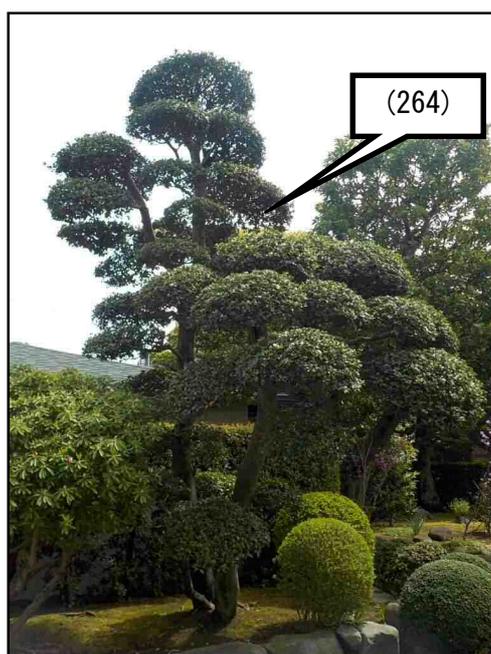
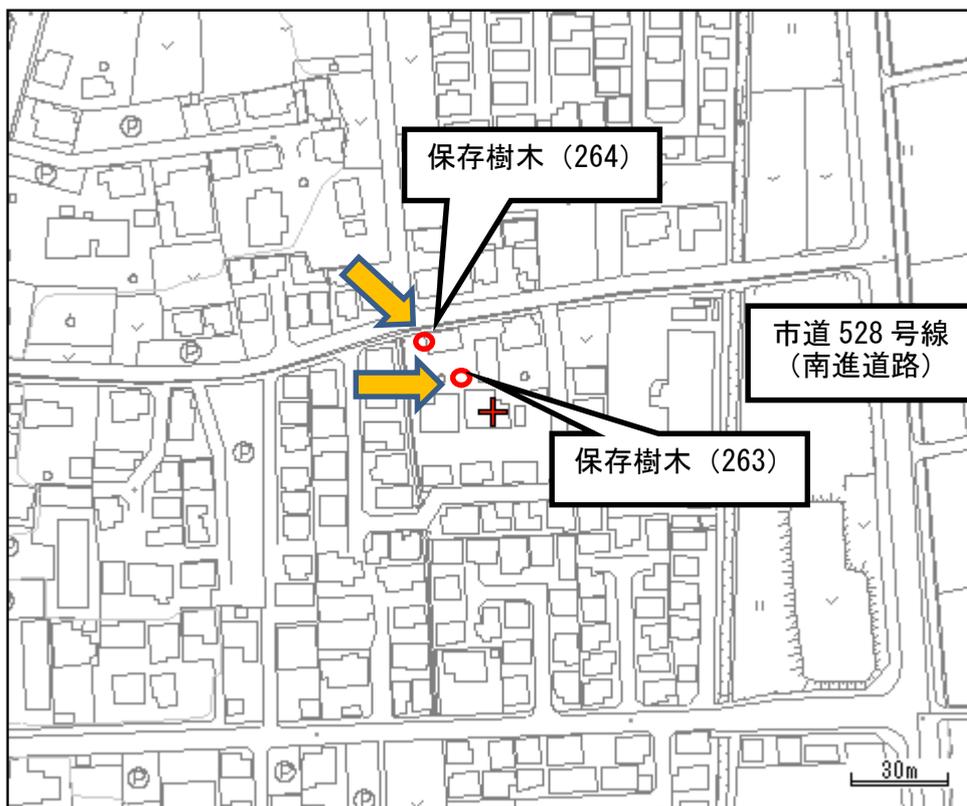
指定番号	申請所在地番	地積(㎡)	主要樹木	用途地域等
134	大谷南二丁目 3507、3508	2,210 (一部解除)	ムクノキ、エノキ	市街化調整区域
解除理由：市に寄附したため 地番 3507、3508 を解除したい。※赤枠部分 $2,378 \text{ m}^2 - 2,210 \text{ m}^2 (\text{解除}) = 168 \text{ m}^2 (\text{残})$ ※緑枠部分				



現地写真 地図の  の位置です

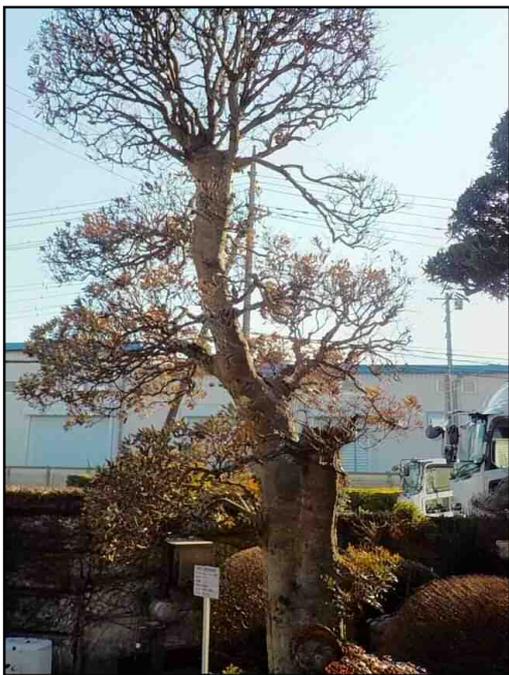
自然緑地保存樹木等 新規指定

指定番号	申請所在地	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
(263)	今里 2-3-1	ヤマモモ	9m	1.8m	6m	28.3 m ²
(264)		ヒイラギ	6m	2.0m	4m	12.6 m ²



自然緑地保存樹木等 指定解除

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高
75	杉久保南三丁目27-24	ヤマモモ	5m
解除理由 : 枯死のため			



ごみの減量化策について（諮問の趣旨）

わが国において、平成15年3月に循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されたことに伴い、高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一般廃棄物処理基本計画に計画目標年度（平成39年度）までに三市のごみ量を平成12年度比30%削減を本計画達成目標値として定め、目標達成に向けたごみの減量化、資源化策を各市で図ってまいりました。

しかしながら、海老名市では平成26年度以降、それまで減少していたごみ量が増加傾向に転じ、資源化率も下落する状態が続いており、更なるごみの減量化・資源化を早急に進めることが喫緊の課題となっています。

さらに、平成17年5月に廃棄物処理法の規定に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」が改正され、市町村の役割として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが記載され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されております。

そのような中、すでに全国の6割を超える自治体で、家庭ごみの有料化を実施しており、神奈川県内においても大和市、藤沢市、鎌倉市、逗子市が有料化を導入しております。

家庭ごみの有料化実施自治体の状況からも、有料化によるごみの減量効果が実証されていることから、人口もまちの賑わいもさらに増加していくことが予想される海老名市において、さらなる減量化、資源化を推進するには、家庭ごみにつきましては、有料化も含めた検討が必要であると考えております。

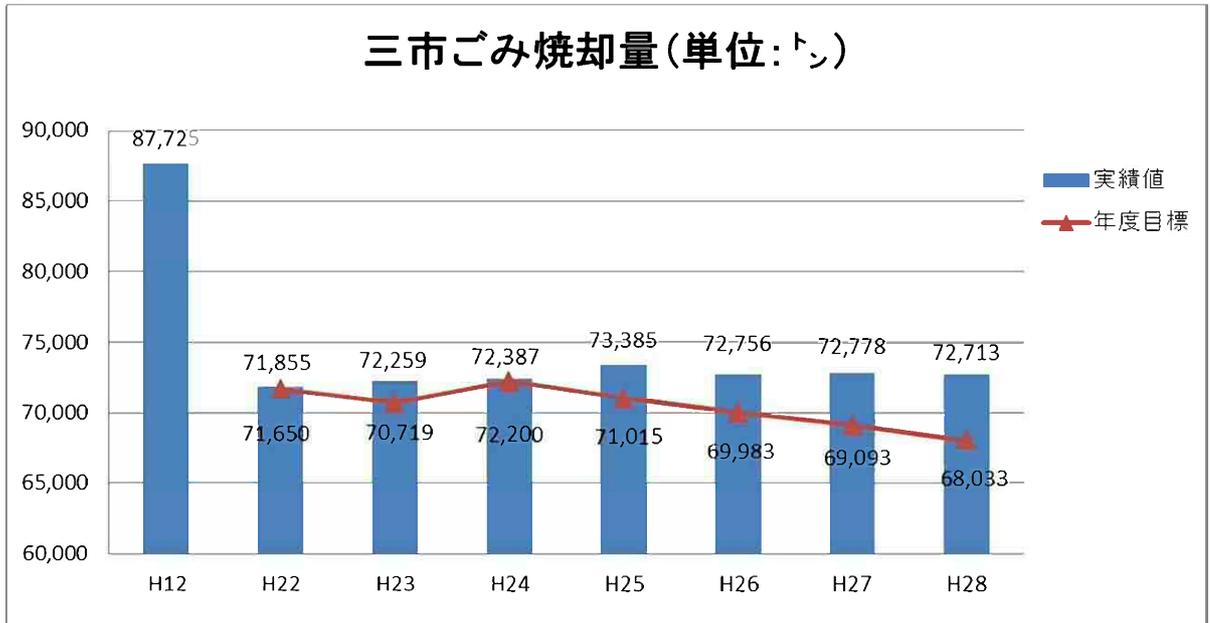
また、市で実施した可燃ごみの組成分析では、家庭系ごみにつきましては、約3割の資源物の混入があり、事業系ごみについても約2割の資源物と本来混入してはならない産業廃棄物に分類されるプラスチック類が約1割含まれている結果となっております。

分析結果からも、ごみの減量化を図るうえで、分別の徹底は大きな課題であり、いかに分別に対する動機づけが図れるか、それも持続可能な対策でなければなりません。

今後の本市における家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化をより一層進めるための施策について、忌憚のないご意見をいただきたく諮問するものでございます。

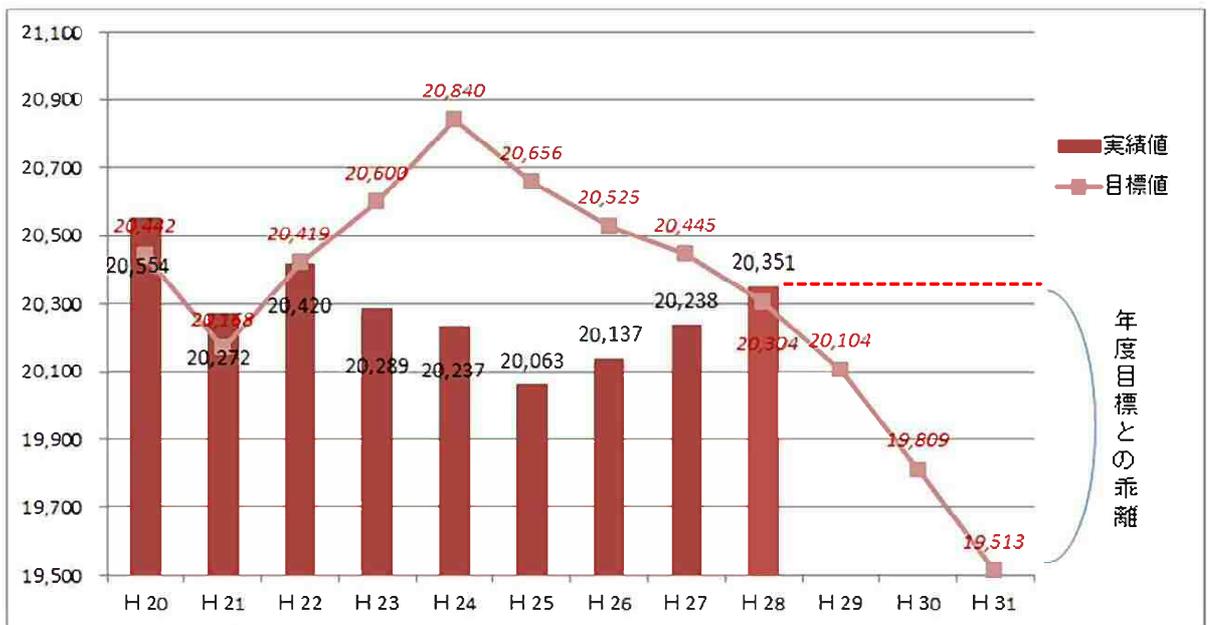
別紙

① 三市全体のごみ焼却量（年ト）

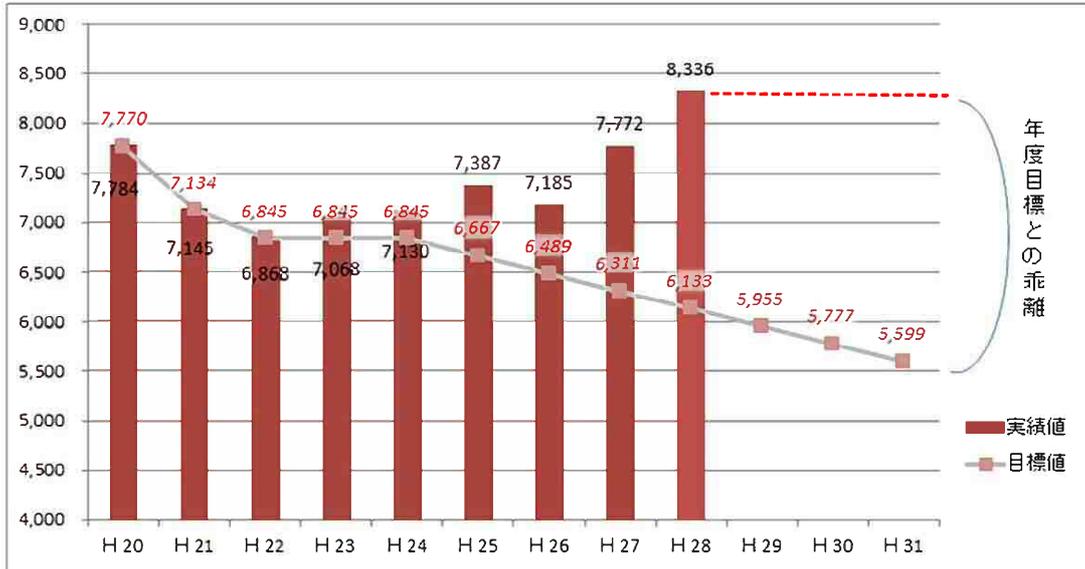


※平成39年度目標値 59,823ト

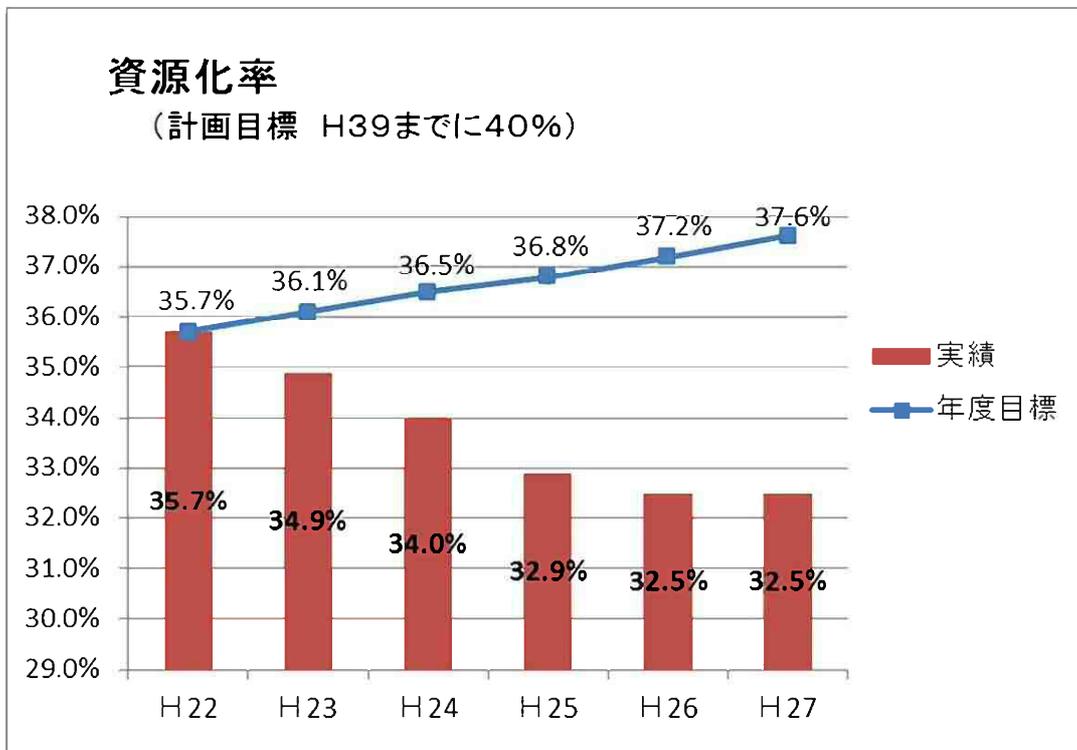
② 海老名市の家庭ごみ排出量



③ 海老名市の事業系ごみ排出量 (ト/年)



④ 海老名市の資源化率



粗大ごみ基準の改正について【諮問】

1 基準を次のように改正



2 改正の目的と効果

①可燃ごみの減量を図る。

今まで可燃ごみ、不燃物として集積所に出されていた50cm以上1m未満の物を粗大ごみの対象とすることで、再生品となる木製家具類が増え、焼却処理施設へ搬入される量が削減される。

また、再生品とならない木製家具類についても、分解してRPF化施設(市内業者)へ搬入し資源化をすることにより、可燃ごみの減量を図る。

②排出抑制効果による可燃ごみの減量を図る。

不用品を廃棄物とする前に、必要とする方へ譲る(リサイクルショップの活用)など選択するなど、物を大事にする意識を持ってもらうことにより、排出抑制を図る。

③周辺市との粗大ごみ基準のバランス確保を図る。

県内の自治体で一辺1m以上を粗大ごみ基準としているのは海老名市のみのため、他市との粗大ごみ基準のバランスを確保する。

3 手数料

粗大ごみは条例で定められた手数料を徴収しています。今回の粗大ごみ基準の改正に伴い新たに手数料区分を設定し、条例も改正します。

手数料(1点の価格)

戸別収集	700円	→	①500円(50cm以上1m未満) ②700円(1m以上3m未満)
持ち込み	300円	→	①200円(50cm以上1m未満) ②300円(1m以上3m未満)

4 新手数料区分の根拠

現在の粗大ごみ手数料とその処理にかかる費用をベースに算出。
併せて座間市、綾瀬市との価格とのバランスを考慮し価格設定した。

5 改正時期

粗大ごみとして出された不燃物の処理をしている資源化センターでは、平成29年12月中に大規模改修工事の着工を予定しておりますが、粗大ごみ基準改定に伴う駆け込み需要が推測されることから、工事に支障をきたすことがないように工事着手前の12月1日の施行としたい。

6 今後のスケジュール

- ・環境審議会(粗大ごみ答申)
- ・議会(条例改正) 平成29年9月議会上程
- ・施行 平成29年12月1日(金)

神奈川県内市別ごみ処理手数料

(平成29年4月1日現在)

市町村名	収集料金	搬入料金	粗大ごみ基準
横浜市	26円/kgを基準として品目別に設定。200円、500円、1000円、1500円2200円	(収集料金に含む)	金属製品・電気製品は30cm、それ以外のものは 50cm
川崎市	大きさ別200、500、1000円/個		30cm 以上
相模原市	1kgにつき25円を基準として品目別に規則で定める額(200円、500円、1000円、1500円)	搬入1回につき120円、搬入量が10kgを超えるときは超える部分について10kgにつき120円	50cm 以上
横須賀市	品目により500～2,000円	10kgまでごとに150円	おおむね 50cm 以上2m以下
平塚市	品目別	10円/kg	0.2㎡以上
鎌倉市	粗大ごみ 1個につき600円 大型粗大ごみ 1個につき1200円	粗大ごみ 1個につき300円 大型粗大ごみ 1個につき600円	おおむね 50cm 以上
藤沢市	大型500円/個、特別大型1,000円/個	大型500円/個、特別大型1,000円/個	おおむね1辺の長さが 50cm 以上2m未満
小田原市	1,000円の証紙	25円/kg	容量が45リットルの袋に収納できないもののうち、幅、高さ又は奥行の長辺の長さが4メートル以下、3辺の長さの合計が5メートル以下、重量が100キログラム以下
茅ヶ崎市	大型ごみ(50cm～2m未満500円/個)、特定粗大ごみ(1m～2m未満1,000円/個)、特定粗大ごみ(50cm未満で危険性があるもの500円/個)	一般ごみに同じ	おおむね 50cm を超え2m未満
逗子市	600円/個 1,200円/個	150円/10kg	50cm 以上2m未満
三浦市	500円/個 2,500円/個	15円/kg	50cm 以上2m未満
秦野市	650円/個	300円/個	おおむね 50cm を超えるもの
厚木市	1点500円 特定粗大ごみ1点1000円	1点300円 特定粗大ごみ1点600円	50cm 以上
大和市	500円/個 大型1000円/個	200円/10kg	おおむね 50cm を超えるもの
伊勢原市	500円/個	300円/個	一辺が 50cm 以上
座間市	500円/個	持込は受けていない	おおむね 50cm を超えるもの
綾瀬市	700円/個	300円/個	50cm 以上2m未満
南足柄市	1,200円/個	240円/10kg 要破碎360円/10kg	50cm 以上2m未満で100kg以下
海老名市	700円/個	300円/個	縦・横・高さの合計が2mを超える物

海老名市環境審議会の書面による審議について

1 趣旨

海老名市環境審議会条例第7条では、審議会は、会長が招集し、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席で開くこととされているが、緊急に会議を開催することが困難で、審議会の議決を必要とする場合、海老名市環境審議会条例第8条に基づいて、会長は書面で委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。

今回、同条第2項において、書面審議を行う場合に当たっては、「あらかじめ調査審議事項及び運営について定めなければならない」とあることから、「書面による審議に関する基準」を別紙案のとおり定めたい。

2 書面審議の要件

書面による審議を行うことができる議案は、以下の全ての要件を満たしているもののみとする。

- (1) 環境施策の根幹に関わるものでないこと。
- (2) 書面により内容が明確に理解できること。
- (3) 緊急性を有する事項であること。

3 書面審議による調査審議事項

※現在想定されている議案です。今後、状況に応じて追加する可能性があります。

- (1) 自然緑地保全区域・自然緑地保存樹木等の変更または解除に関する事項
[該当事例] ①枯死、滅失以外で、倒木等の危険のある保存樹木等の指定解除
②地権者の緊急を要する都合による保全区域の指定解除

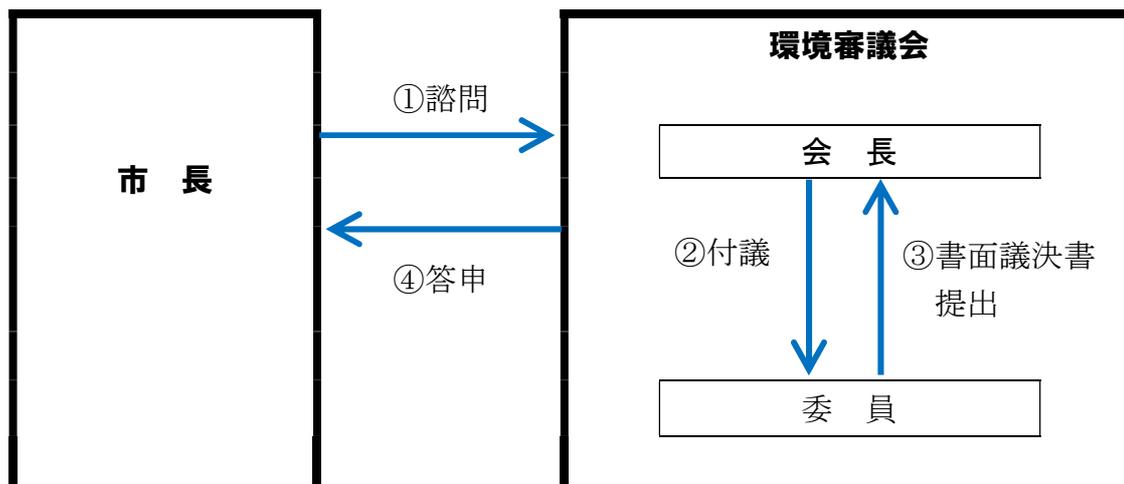
4 書面審議の実施と流れ

- (1) 書面審議が適当であると事務局で判断した議案について、書面審議の可否を市長及び会長に諮る。
- (2) 市長及び会長の承認を得た後、諮問書を、事務局から会長へ送付する。
- (3) 全委員へ、返信期日を定めて、議案書、書面議決書及び参考書類等を送付する。
- (4) 期日内に委員の過半数から議決書の返信があれば、書面審議が成立したものと認める。
- (5) 書面審議は一議案毎に、賛成又は反対を明らかにするように実施し、委員の署名又は捺印がない書面議決書は無効とする。また、期日までに到着しない議決書も無効とする。
- (6) 議決は、有効な書面議決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(7) 書面審議後、会長は答申書を事務局へ送付し、事務局は議事録を作成し全委員に報告する。

(8) 書面審議による場合にあっては、審議会委員報酬は発生しない。

【参考図】 書面審議の流れ



海老名市環境審議会条例【抜粋】

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による審議)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、審議会の調査審議に代えることができる。

2 審議会は、前項の調査審議を行うに当たっては、あらかじめ調査審議事項及び運営について定めなければならない。

3 第1項に規定する場合において、指定した期日までに到着しない意見は、議決の数に加えないものとする。

海老名市環境審議会における書面による審議に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市環境審議会条例（平成11年条例第17号）（以下「条例」という。）に基づき、条例第8条に規定する書面による審議（以下「書面審議」という。）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において書面審議とは、海老名市環境審議会（以下「審議会」という。）における諮問事項で、期日を指定し書面で審議会委員（以下「委員」という。）の意見を聴き、審議会の調査審議に代えるものをいう。

(調査審議事項)

第3条 審議会において、書面審議を行うことができる議案は、自然緑地保全区域・自然緑地保存樹木等の変更又は解除に関することとし、次の各号のいずれの要件も満たしているものとする。

- (1) 環境施策の根幹に関わるものではないこと。
- (2) 書面により内容が明確に理解できること。
- (3) 緊急性を有する事項であること。

(書面審議の実施)

第4条 書面審議の実施に当たっては、市長は、審議会会長（以下「会長」という。）へ諮問書と書面審議に係る議案書及び参考書類等を送付する。

2 会長は、前項の審議に係る議案書を受け取ったときは、回答期日を定めて、書面議決書（第1号様式）及び議案書等を委員へ送付する。

(書面審議の成立)

第5条 書面審議は、期日内に委員の過半数からの書面議決書による回答がなければ、成立と認められない。

(書面議決書の無効)

第6条 書面審議は一議案毎に、賛成又は反対を明らかにするように実施し、委員の署名がない書面議決書、又は期日までに到着しない書面議決書は無効とする。

(議決)

第7条 議事は、有効な書面議決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(答申)

第8条 会長は、書面審議の結果をもとに、市長へ答申書を送付する。

(報酬)

第9条 書面審議による場合にあっては、審議会委員報酬は発生しない。

(委任)

第10条 この基準に定めのない事項で必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年 月 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

書面議決書

年 月 日

海老名市環境審議会会長 様

委員名 _____ 印

（自署か捺印をお願いします。）

1 第 回海老名市環境審議会議案 第 号

賛 成 ・ 反 対

（どちらかに○をつけてください。）

（意見）